

Shintetsu NEWS RELEASE

〒652-0811 神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号
神戸電鉄株式会社 経営企画部

回数券の発売終了と ICOCAによるポイントサービスの開始について

神戸電鉄株式会社（本社：神戸市兵庫区、社長：寺田信彦）では、コロナ禍以降、お客様の非接触サービスへのニーズの高まりなどにより、ICカードのご利用が増加傾向である一方、回数券のご利用は減少していることから、2024年4月30日（火）をもって回数券の発売を終了します。

あわせて、ICカードの利便性向上を図るため、以下の通りICOCAでの神戸電鉄全線（神戸高速線を除く）のご利用に対してポイントを付与するサービスを2024年4月から開始します。

記

1. 回数券の発売終了について

(1) 神戸電鉄での発売を終了する回数券

回数券の種類	発売駅
神鉄線 回数券（時差・土休日を含む）	新開地駅を除く全46駅
神戸高速線 回数券（ " ）	湊川駅のみ
他社線連絡回数券（ " ）	新開地駅を除く全46駅
通学用割引回数券	湊川駅・三田駅のみ

※身体障害者・知的障害者用特別割引回数券は発売を継続します。

※他社線の各駅で発売する神鉄線との連絡回数券は、引き続きご利用いただけます。

(2) 発売終了日（予定）

2024年4月30日（火）

※各駅の最終列車発車時刻をもって発売終了します。

※発売終了日までに購入された回数券は、券面記載の有効期限までご利用いただけます。

2. ICOCAによる「神戸電鉄ポイント還元サービス」について

神戸電鉄では、PiTaPaでのご利用に対して利用回数割引を実施していますが、あらたにICOCAでのご利用に対してポイントを付与するサービスを開始します。なお、本サービスは、神戸電鉄全線（神戸高速線を除く）でのご利用に対してポイントを付与する独自サービスです。

(1) サービス名称

神戸電鉄ポイント還元サービス

(2) ポイント付与の対象となるカード

ICOCA (大人・小児)

※神戸電鉄以外で購入された ICOCA も本サービスの対象となります。

※モバイル ICOCA の場合、当社の精算機で利用登録や ICOCA へのチャージができません。

(3) サービス開始時期 (予定)

2024 年 4 月 1 日ご利用分～

※事前に当社線各駅の精算機で利用登録が必要です (利用登録は 3 月中旬より順次可能となります)。

(4) ポイント付与の対象となる路線

神戸電鉄線全線 (神戸高速線を除く)

※神戸高速線内のご利用は、「阪神電車ポイント還元サービス」の条件下でポイント付与されます。

(5) ポイントサービスの概要

本サービスに利用登録された ICOCA で、月初から月末までの 1 か月間に同一運賃区間を 11 回以上ご利用された場合に、11 回目以降のご利用額に対して 10% をポイントとして付与します。貯まったポイントは翌月 15 日以降に神戸電鉄の各駅精算機にて ICOCA に 1 ポイント=1 円分として 10 円単位でチャージすることができ、交通利用やお買い物にお使いいただけます。なお、ICOCA 定期券の場合、通用区間内でのご利用はポイント付与の対象になりません。

また、付与されたポイントは、ご利用月の翌月から数えて 3 か月後の末日までにチャージされなかった場合、失効となります。

(6) ICOCA の利用登録について

本サービスのご利用には、神戸電鉄の各駅に設置している精算機で ICOCA の利用登録 (無料) が必要です。

- ・利用登録では、氏名・生年月日・電話番号を登録いただきます。
- ・利用登録の際に ICOCA (カード) が必要です。ICOCA 以外の交通系 IC カードでは利用登録できません。
- ・利用登録した日が属する月のご利用分から、ポイント付与の対象となります。

(7) 他社ポイントサービスとの連携について

本サービスの利便性向上を図るため、同様のサービスを開始している阪神電気鉄道 (神戸高速線を含む)、阪急電鉄、能勢電鉄、山陽電気鉄道の以下サービスと連携します。

- ・「阪神電車ポイント還元サービス」 2022 年 9 月開始 (済み)
- ・「阪急電車ポイント還元サービス」 2023 年 4 月開始 (済み)
- ・「能勢電車ポイント還元サービス」 2023 年 4 月開始 (済み)
- ・「山陽電車ポイント還元サービス」 2023 年 3 月開始 (済み)

※当社のサービスへ利用登録いただくと、連携する 4 社のポイントサービスにも自動的に利用登録され、各社のサービス内容に応じて各社別にポイントが付与されます。また、各社のサービスで貯まったポイントを、当社の精算機でまとめて ICOCA にチャージすることが可能で、各社ごとにポイントチャージする手間が省けます。

※すでに連携する 4 社のポイント還元サービスに利用登録されている場合は、あらたに当社の精算機で利用登録していただく必要はありません。

3. その他

PiTaPa でのご利用は、1 か月間に同一運賃区間を 11 回以上ご利用された場合、11 回目以降のご利用額の 10%を割り引く「利用回数割引」がこれまで通り適用されます。

※「PiTaPa」は、株式会社スルッと KANSAI の登録商標です。

※「ICOCA」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

以 上
